

有限会社 岩本薬局 指定居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 有限会社岩本薬局が開設する有限会社岩本薬局指定居宅介護支援事業所（以下「岩本薬局事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、市町村からの委託を受けて、要介護認定に係わる訪問調査を実施するものとする。

2 事業所は、要介護者が保健、医療、福祉サービスを適切に利用できるよう、要介護者の依頼を受けて介護サービス計画を作成するとともに、その計画に基づいてサービスの提供が確保されるよう、事業所との連絡調整、介護保険施設の紹介その他の便宜の提供を行うものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、つぎの通りとする。

- (1) 名称 有限会社 岩本薬局 居宅介護支援事業所
- (2) 所在地 静岡市葵区巴町 60

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1人 主任介護支援専門員 常勤
管理者は、事業所の従業員の管理、及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。
- (2) 介護支援専門員 4人以上
介護支援専門員は、介護サービス計画を作成するとともに、事業所との連絡調整、介護保険施設の紹介などを行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、つぎの通りとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(指定居宅介護支援の内容及び利用料など)

第6条 指定介護支援の内容は次の通りとし、居宅介護支援を提供した場合、利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし介護保険制度から全額支給される。

- (1) 市町村からの委託を受けて行う訪問調査
 - (2) 介護サービス計画の作成
 - (3) サービス事業者との、連絡調整、介護保険施設の紹介
- 2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。その費用に関わるサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用について文書で説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、静岡市の区域とする。

(虐待防止に関する事項)

第8条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第8条 事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会 年4回以上設けるものとする。

2 業務上知り得た利用者及び家族の秘密を保持する。

3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を、従業者との採用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は（有）岩本薬局と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

)) 附 則

この規程は、平成12年 4 月 1日から施行する。

この規程は、平成14年 1 月 1日から施行する。（介護支援専門員の員数）

この規程は、平成16年 3 月 16日から施行する。

この規程は、平成16年 7 月 1日から施行する。

この規程は、平成17年 5 月 1日から施行する。

この規程は、平成18年 8 月 1日から施行する。

この規程は、平成19年 5 月 1日から施行する。

この規程は、平成19年 12 月 1日から施行する（6条交通費・7条実施地域）

この規程は、平成20年 1 月 4日から施行する。（介護支援専門員の員数）

この規程は、平成20年 4 月 1日から施行する。（介護支援専門員の員数）

この規程は、平成20年 8 月 1日から施行する。（介護支援専門員の員数）

この規程は、平成20年 10 月 1日から施行する。（介護支援専門員の員数）

この規程は、平成22年 9 月15日から施行する。（第4条と第5条）

この規程は、平成25年 10 月 1日から施行する。（介護支援専門員の員数）

この規程は、平成25年 11 月 1日から施行する。（介護支援専門員の員数）

この規程は、令和4年 8 月 1日から施行する。（第5条）